



## 《会計・税務の知識》 加算税制度について

### はじめに

加算税とは賦課課税方式により確定する税の1つで、一種の行政上の制裁としての性格を有するものです。平成28年度税制改正大綱により一部改正がありましたのでご紹介します。

### 1. 現行の加算税制度

加算税は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の4種類に区分されます。詳細は以下の通りです。

種類	課税要件	課税割合	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% (期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分には15%)	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合	不適用
無申告加算税	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% (納付すべき税額が50万円超の部分には20%)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合 更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合	不適用 5%
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後納付の場合 納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	不適用 5%
重加算税	過少申告加算税が課される場合で、仮装・隠蔽があった場合 無申告加算税が課される場合で、仮装・隠蔽があった場合 不納付加算税が課される場合で、仮装・隠蔽があった場合	35% (過少申告加算税に代えて) 40% (無申告加算税に代えて) 35% (不納付加算税に代えて)	不適用	

### 2. 平成28年度税制改正大綱

(1) 調査を行う旨の通知以後、かつ、更正を予知しない修正申告に基づく過少申告加算税及び無申告加算税につき、以下のように見直しがされました(上記1の青色の部分が対象となります)。ただし、一定の場合には、加算税の対象とならないものもありますのでご注意ください。

対象	現行	改正後
過少申告加算税	不適用	5% (期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分には10%)
無申告加算税	5%	10% (納付すべき税額が50万円超の部分には15%)

(2) 5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再度、無申告加算税又は重加算税を課された場合に以下のように見直しがされました(上記1の赤色の部分が対象となります)。

対象	現行	改正後
無申告加算税	15% (50万円超の部分には、20%)	25% (50万円超の部分には、30%)
不納付加算税	35%	45%
重加算税	40%	50%

### おわりに

上記の改正は平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

この他にも、財産債務調書及び国外財産調書の提出がない場合には、加算税の加重措置が講じられており、より課税の強化が進んでいるので注意が必要です。(担当：高瀬)